

国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獸保護区  
指定計画書  
(環境省案)

平成 年 月  
環境省

## 1 国指定鳥獣保護区の概要

### (1) 国指定鳥獣保護区の名称

厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区

### (2) 国指定鳥獣保護区の区域

【厚岸・別寒辺牛】 北海道厚岸郡厚岸町字神岩 30 番地の南西端から真南を見透した線と厚岸湖汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を東進し厚岸大橋の東側南端との交点に至り、同所から同橋を北進し同橋の東側北端に至り、同所から同汀線を東進し字住の江町 4 丁目 20 番地の南端に至り、同所から同番地の西側境界線を北進し尾幌川右岸河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を西進し 13 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し 100m 進んだ地点に至り、同所から同河川敷地界と平行に南西に進み 13 番地の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を西進し国道 44 号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み字サンヌシ 65 番地の東端から真南に見透した線との交点に至り、同所から同見透し線を北進し 65 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し 52 番地との交点に至り、同所から同境界線を北進し 51 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み字サツテベツ 7 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み 6-1 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し 5-1 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し別寒辺牛川右岸から 200m の間隔をおいて引いた線との交点に至り、同所から同境界線を北進し 5-9 番地の北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し 5-4 番地の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し国有未開地の境界線との交点に至り、同所から国有未開地の境界線を北西に進み 1-1 番地の南側境界線を延長した線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同番地に至り、同所から同境界線を北西に進み字セタニウシ 85 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し 84 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し 79 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し 21 番地の東側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み民有林 109 林班 3 小班の北端となる地点に至り、同所から 21 番地の東端を見透した線を東進し同番地の東端に至り、同所から同番地の境界線を北進し同番地の北端に至り、同所から真西を見透した線を西進し 13 番地の境界線との境界線との交点に至り、同

所から同境界線を北進し 77 番地との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同境界線の延長線と厚岸町と川上郡標茶町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み標茶町民有林 233 林班 15 小斑の東側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同林班の北端に至り、同所から真北を見透した線を北進し片無去川右岸との交点に至り、同所から同河川敷地界を北西に進み道道厚岸標茶線西側道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を南進し字チャンベツ 24-26 番地の南端に至り、同所から真西を見透した線を西進し町道茶安別第 5 号道路西側道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を南西に進み町道新拓 2 線道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を西進し 437 林班 3 小斑の南端を真北に見透した線との交点に至り、同所から同見透し線を北進し同林小斑の南端に至り、同所から同林小斑の西側境界線を北進し 431 林班 3 小斑の南端から見透した線との交点に至り、同所から同見透し線を北西に進み同林小斑の南端に至り、同所から同林小斑の南側境界線を北東に進み同林小斑の北西端に至り、同所から真東に見透した線を東進し 437 林班 3 小斑の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し 5 小斑の境界線の交点に至り、同所から同境界線を北進し 429 林班 1 小斑の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し 10 小斑の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し 429 林班 7 小斑の境界線との交点に至り、同所から民有林の境界線を北進し 430 林班 6 小斑と町道下茶安別牧場線道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を北進し北片無去川左岸から真北に 200m の間隔をおいて引いた線との交点に至り、同所から同線を東進し 235 林班 40 小斑の境界線との交点に至り、同所から同林小斑の境界線を東進し 39 小斑の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し 74 小斑の境界線との交点に至り、同所から民有林の境界線を北進し 60 小斑の北端に至り、同所から 233 林班 31 小斑の北端を見透した線を東進し同林小斑の北端に至り、同所から 24 小斑の西端を見透した線を北西に進み同林小斑の西端に至り、同所から同林小斑の西側境界線を北東に進み同林小斑の北東端に至り、同所から同林小斑の東側境界線を延長した線を北東に進み南 2 線の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し道道厚岸標茶線東側道路敷地界との交点に至り、同所より真東から北に 30 度回転しチャンベツ川を見透した線を北東に進み同川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を下流に進み 230 林班 32 小斑の西側の境界線を延長した線との交点に至り、同所から同延長線を北進し同林小斑に至り、同所

から同境界線を北進し 33 小斑の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同小斑の東端に至り、同所から 34 小斑の北端を見透した線を南進し同小斑の北端に至り、同所から同境界線を南進し同小斑の南端に至り、同所から同小斑の境界線を延長した線を南進し標茶町と厚岸町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し根釧西部森林管理署管内国有林 212 林班口小斑の境界標 373 に至り、同所から同川左岸を南進し道道別海厚岸線道路敷界との交点に至り、同所から同道路敷地を横断し字糸魚沢 1235 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し 1211 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し別寒辺牛 1 号農道道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を南進し字別寒辺牛 83 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し別寒辺牛川左岸河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を南に進み 77 番地と国有未開地との境界線の交点に至り、同所から国有未開地の境界線を南進し 17 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し 20 番地と国有未開地との境界線との交点に至り、同所から国有未開地の境界線を南西に進み 1 番地と字糸魚沢 128 番地の境界線との交点に至り、同所から別寒辺牛 1 番地の境界線を東進し字糸魚沢 2 番地の境界線との交点に至り、同所から同番地の南側境界線を東進し糸魚沢林道の西側敷地界に至り、同所から同林道敷地界を東進し字別寒辺牛 8 番地の境界線に至り、同所から同境界線を東進し字チライカリベツ 29 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み 26 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み 27 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み字別寒辺牛 7 番地の境界線と道有林釧路管理区 27 林班 5 小斑の境界線との交点に至り、同所から道有林の境界線を南進し字神岩 62 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し 63 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し 30 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同番地の南西端に至り、同所から真南を見透した線を南進し起点に至る線に囲まれた区域（国道 44 号の道路敷地の区域を除く）

【トライベツ】 厚岸郡厚岸町字若松 4 番地と字トライベツ 495 番地の境界線とトライベツ川左岸との交点を起点とし、同所から同境界線を南東に進みトライベツ川左岸から真南に 300m の間隔をおいて引いた線との交点に至り、同所から同線を西進し若松 3 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同番

地の西端に至り、同所から国有林 201 林班口小班の東端を見透した線を南西に進み同境界線との交点に至り、同所から国有林の境界線を北西に進み国有林 312 林班口小班とロー01 小班的境界線の交点に至り、同所から真南を見透した線を南進しトライベツ川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東進し起点に至る線に囲まれた区域

【国有林】 川上郡標茶町及び厚岸郡厚岸町に所在する根釧西部森林管理署管内の国有林 201 林班り小班、201 林班口小班、201 林班口 1 小班（202 林班ニ 2 小班に隣接する 201 口小班的南側境界線以南の国有林道 PF 第 4 支線沿いの区間を除く。）、202 林班ニ 2 小班、ニ 2 小班、203 林班ハ小班、204 林班ハ小班、205 林班ニ 2 小班、206 林班ハ小班、207 林班へ小班、208 林班ホ小班、210 林班ト小班、ト 2 小班、211 林班ハ小班、ハ 2 小班、212 林班口小班、213 林班ニ 2 小班、214 林班ニ 2 小班、218 林班口小班、224 林班ホ小班、225 林班ニ 2 小班、226 林班ホ小班、228 林班へ小班、229 林班ハ小班、232 林班口小班、233 林班ハ小班、234 林班お 1 小班、ハ小班、236 林班と小班及び口からトまでの各小班的区域、312 林班口小班、313 林班口小班的区域、並びにこれらの国有林班内の林道の区域

【大別川】 厚岸郡厚岸町字サンヌシ 31-5 番地の南東端を起点とし、同所から同番地の南側境界線を西進しサンヌシ 42 番地の境界線との交点に至り、同所から同番地の西側境界線を北進しサンヌシ 49 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進しサンヌシ 50 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し大別川河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を東進し国道 44 号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

【チャンベツ南部】 川上郡標茶町字チャンベツ 16-2 番地南端と厚岸町と標茶町の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北進し 17 番地の西側境界線を延長した線との交点に至り、同所から同延長線を北進し同番地の南端に至り、同所から同番地の境界線を北進し 15-1 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し 16-2 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線に囲まれた区域

【チャンベツ北部】 根釧西部森林管理署管内の国有林 213 林班 2 二小班の境界線と川上郡標茶町字チャンベツ 16-3 番地の南側境界線を延長した線との交点を起点とし、同所から同延長線を南進し同番地に至り、同所から同番地の境界線を南進し国有林 225 林班二小班の境界線との交点に至り、同所から国有林の境界線を東進し起点に至る線に囲まれた区域

【藻散布沼】 厚岸郡浜中町字藻散布の藻散布橋西側南端を起点とし、同所から藻散布沼汀線を西進し字藻散布 256 番地の北端から真北に見透した線との交点に至り、同所から同見透し線を南進し同番地の北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み 260 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み 262 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み 263 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み 264 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し 265 番地の境界線との交点に至り、同所から同番地の境界線を西進し藻散布川の中心界との交点に至り、同所から同川を北進し藻散布川の中心界との交点に至り、同所から同川を北進し道有林釧路管理区 49 林班 9 小班の南端から真南に見透した線との交点に至り、同所から同見透し線を北進し同南端に至り、同所から道有林の境界線を北東に進み 254 番地と 253 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同境界線の延長線と藻散布沼汀線との交点に至り、同所から同汀線を北進し藻散布橋西側北端に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域

【火散布沼】 厚岸郡浜中町字火散布の火散布橋西側南端を起点とし、同所から火散布沼汀線を北西に進み字火散布 347 番地の西端から真北に見透した線との交点に至り、同所から同見透し線を南進し同番地の西端に至り、同所から道有林釧路管理区の境界線を南西に進み民有林 2 班 4 小班の南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同境界線の延長線と火散布沼汀線との交点に至り、同所から同汀線を北進し道有林 45 林班 20 小班の東端から見透した線との交点に至り、同所から同見透し線を北西に進み同林小班の東端に至り、同所から道有林の境界線を北西に進み民有林 2 林班 14 小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し道有林 45 林班 22 小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し民有林 2 林班 15 小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東

に進み道有林 43 林班 1 小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し 43 林班 1 小班と火散布 325 番地の境界線との交点に至り、同所から真南に見透した線を南進し火散布沼汀線との交点に至り、同所から同汀線を東進し 322 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し 323 番地の東側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し火散布沼汀線との交点に至り、同所から同汀線を南進し字北の沢 47 番地の西端から真南に見透した線との交点に至り、同所から同見透し線を北進し 47 番地の西端に至り、同所から同番地の西側境界線を北東に進み 49 番地の境界線との交点に至り、同所から同番地の境界線を北東に進み 48 番地の北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し道有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し火散布 3 番地と 4 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同境界線の延長線と火散布沼汀線との交点に至り、同所から同汀線を南東に進み火散布橋西側北端に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域

【霧多布・琵琶瀬湾】 厚岸郡浜中町の道道琵琶瀬茶内停車場線南側道路敷地界と琵琶瀬川右岸河川敷地界との交点を起点とし、同所から同河川敷地界を北進し字六番沢 6022 番地の境界線との交点に至り、同所から同線を北進し字霧多布湿原 9000 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し大沼の河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を北東に進み 6008-15 番地との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み若山沼の河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を北東に進み 2 番地の北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同番地と新川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し字新川 38 番地の南端から最短距離の線との交点に至り、同所から最短距離の線を西進し同番地に至り、同所から字新川と字新川西 1 丁目の字界を北西に進み字新川西 1 丁目 145 番地の北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み道道別海厚岸線道路敷地界と 100m の間隔をおいて引いた線との交点に至り、同所から同線を南進し字仲の浜 117 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み道道霧多布厚岸線道路敷地界と 100m の間隔をおいて引いた線との交点に至り、同所から同線を南進し仲の浜 120 番地の南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し泥川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南進し琵琶瀬湾海岸線に至り、同所から同境界線を東進し字湯沸 506 番地の北端

から真西に見透した線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同番地の北端に至り、同所から湯沸 900 番地の北端を見透した線を北東に進み同番地の北端に至り、同所から霧多布島の海岸線外周縁を真北に見透した線を北進し同海岸線との交点に至り、同所から同外周縁を東進し同島の南東端に至り、同所から嶮暮帰島の北東端を見透した線を南西に進み同島北東端に至り、同所から同島の南側境界線を南進し同島の南西端に至り、同所から対岸の岬を見透した線を西進し同岬の海岸線に至り、同所から同海岸線を西進し字琵琶瀬 738-1 番地の南西端から真南に見透した線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同番地に至り、同所から同番地の西側境界線を北西に進み道道別海厚岸線との交点に至り、同所から同道路の南側道路敷地界を東進し琵琶瀬 718 番地の南西端から横断方向に引いた線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同番地の南西端に至り、同所から同番地の西側境界線を北進し字霧多布湿原 19 番地の南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同境界線と 17 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し 20 番地の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み 10 番地の南端から最短距離の端点を見透した線との交点に至り、同所から同見透し線を北進し 10 番地の南端に至り、同所から同番地の南側境界線を北西に進み 9 番地の境界線との交点に至り、同所から同番地の境界線を北東に進み字四番沢 185 番地の境界線との交点に至り、同所から同番地の境界線を北西に進み字四番沢 186 番地の境界線との交点に至り、同所から同番地の境界線を北西に進み同番地の延長線と町道三番沢道路道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を北東に進み道道琵琶瀬茶内停車場線道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を東進し起点に至る線に囲まれた区域及び霧多布島及び嶮暮帰島の平均海面時の海岸線から沖合い 500m 以内の岩礁

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 44 年 9 月 30 日まで (20 年間)

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

厚岸・別寒辺牛・霧多布及び周辺地域には多様な動物相が見られ、これまでに



記録された鳥類は 49 科 223 種、哺乳類は 9 科 31 種である。当地域には湖沼や湿原、内湾などが広く含まれていることから、ガン・カモ類、シギ・チドリ類などの渡り鳥の大規模な渡来地、繁殖地となっている。また、沿岸域の海蝕崖及び離岸礁は海鳥類の集団繁殖地となっている。生態系の頂点に位置する猛禽類や沿岸部の海鳥類などの多様さは、自然生態系が原始的な様相を保っていることを示している。また、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠＢ類のオジロワシ、絶滅危惧Ⅱ類のタンチョウ、オオワシなどの希少な鳥類も数多く確認されている。

このように当該区域は、ガン・カモ類やシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の大規模渡来地であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する国指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

### （１）保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視及び関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積  
 総面積 13,064ha (11,271 ha)

内訳

ア 形態別内訳

林野	3,166 ha (116 ha)
農耕地	316 ha (0 ha)
水面	5,004 ha (3,963 ha)
その他	4,578 ha (7,192 ha)

イ 所有者別内訳

国有地	4,757 ha (4,557 ha)		
国有林 1,810ha	{ 林野庁所管 1,810 ha (1,810 ha) { 制限林 1,679 ha (0 ha) 普通林 131 ha (1,810 ha) { その他所管 — ha		
		国有林以外の国有地 (財務省所管)	2,947 ha (2,743 ha)
		地方公共団体有地 1,003 ha (509 ha)	{ 都道府県有地 106 ha (8 ha) { 市町村有地 897 ha (501 ha)
私有地等	2,300 ha (2,242 ha)		
公有水面	5,004 ha (3,963 ha)		

ウ 他の法令 (条例を含む) による規制区域

自然環境保全法による地域	— ha	自然環境保全地域特別保護地区	— ha
		自然環境保全地域普通地区	— ha
自然公園法による地域	7,025 ha (6,246 ha)	特別保護地区	— ha
(名称: 厚岸道立自然公園)		特別地域	6,281 ha (6,108ha)
		普通地域	744 ha (138 ha)
文化財保護法による地域	803 ha (837 ha)		
(名称: 霧多布泥炭形成植物群落 (国指定天然記念物))			

#### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

###### ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該地域は北海道東部の厚岸郡厚岸町、浜中町及び川上郡標茶町にまたがる厚岸湖、霧多布湿原、火散布沼、藻散布沼及び別寒辺牛川流域を含む区域及び琵琶瀬湾とその周辺の離島及び離岩礁を含む区域である。

###### イ 地形、地質等

当該地域は、根釧台地と称される広大で平坦な海蝕準平原様の地形を呈しており、標高 60～170m である。その中に霧多布泥炭地や厚岸湖などの低地や沈水地が分布している。地質は堆積岩であり、最下位は基盤である根室層群（白亜紀-古第三紀）、その上を含炭の浦幌層群（古第三紀）が不整合に覆っている。これら両層群はともに堅い岩盤地層である。別寒辺牛湿原及び霧多布湿原の泥炭層の下層は沖積層から構成され、この地層は最も新しい地質時代の堆積物で未凝固の軟らかいものである。火散布沼及び藻散布沼は海跡湖であり、沼全体が浅く湖岸が入り組んだ汽水湖となっている。太平洋岸の更新世段丘は断崖で海と接しており、嶮暮帰島ではその高さは 50～80m に達する。

###### ウ 植物相の概要

当該地域は、霧多布湿原及び別寒辺牛湿原の 2 つの大規模な湿原を有しており、霧多布湿原はミズゴケ主体の高層湿原が多いのに対し、別寒辺牛湿原は主にヨシ、スゲの低層湿原となっており好対照な景観を形成している。別寒辺牛川中流域の本流と支流トライベツ川に挟まれた沖積低地には発達した高層湿原があり、ガンコウラン、イソツツジ、ヒメシヤクナゲなどの群落が見られる。湖沼岸沿いに分布する塩湿地群落、水生植物群落のほか、沼沢林、針葉樹林、針広混交林、広葉樹林などの森林を含めて良好な自然環境を形成している。特に霧多布湿原の中央部 803ha は「霧多布泥炭形成植物群落」として国の天然記念物に指定されている。

###### エ 動物相の概要

当該地域には、北海道内に生息している陸生哺乳類及び鳥類の大半の種が生息している。当該地域には、湖沼や湿原、内湾等が広く含まれていることから、多

様なガン・カモ類、シギ・チドリ類等の渡り鳥の大規模な渡来地、繁殖地となっている。当該地域内の湖沼や内湾では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠＢ類のツクシガモや絶滅危惧Ⅱ類のヒシクイ、アカアシシギ、セイタカシギなどが確認されている。また、当該地域内の湿原では、国内希少野生動植物種に指定されているタンチョウ、オジロワシ、オオワシ、クマタカ等の飛来、繁殖が確認されている。さらに、当該地域内の沿岸域及び周辺の離島や離岩礁では、絶滅危惧ⅠＡ類のチシマウガラス、絶滅危惧ⅠＢ類のヒメウ等の希少な海鳥が繁殖している。当該地域内の河川における魚類相も豊かであり、サケ科サケ、カラフトマス、サクラマス、イトウ、キュウリウオ科シシャモ、ワカサギ、チカ、シラウオ科シラウオなどが確認されている。

(2) 生息する鳥獣類  
別紙のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況  
なし

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- |              |      |
|--------------|------|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 50 本 |
| (2) 案内板      | 5 基  |